

第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年2月21日  
八 郎 潟 町 長

市町村名 (市町村コード)	八 郎 潟 町 ( 0 5 3 6 3 )
地域名 (地域内農業集落名)	浦 大 町 地 区 ( 浦大町集落 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令 和 6 年 2 月 1 3 日 ( 第 2 回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地区は、本町においては唯一中山間地に集落がある地域であるため、住宅地周辺と林地との間の農地が、地区全体の農地87haの約40%に当たる約35haで、その内畑地が16haとなっている。遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

戸村土地改良区管内の農地47ha(平地40ha、中山間地7ha)が、圃場整備事業(県営高岳地区農地集積加速化基盤整備事業)により、10aから1ha圃場へ大区画化されて、面的工事も今年度で終了するため、この地域においては、担い手への集積・集約が大きく図られることになる。

平地の圃場整備未実施の農地12haも、ほぼ認定農業者等の担い手に集積されており、今後、この地域については、同じ土地改良区管内で隣接する五城目町、小池・夜叉袋地区の農地と合わせて、農用地の大規模化・汎用化等のための基盤整備事業を実施する必要がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

ほ場整備実施地区であり、面的工事も今年度で終了することから、担い手の法人化や高収益作物の導入等について、検討・協議を進めていくことになる。安定した水稻・大豆の生産を中心として、枝豆・キャベツ・ネギ等の生産拡大を推進し、農業所得の向上を図る。また、育苗ハウスを利用した小松菜・ほうれん草等の生産に取り組み、年間を通した営農を検討していく。さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を検討し、進めていく。

住宅地周辺及び圃場整備未実施の中山間地の農地(沢部)については、担い手への集積が進まない地域なので、耕作放棄地とならないよう現在の耕作状況を維持しながら、将来に向けて新たな作物への取り組み・活用方法等について話し合いを継続・検討し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	86.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地を抱える地域であるが、区内の全農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
ほ場整備実施区域であることから、担い手への集積・集約が大幅に進むことになる。引き続き、ほ場整備未実施の農地についても、農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等の担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
リタイア・経営転換・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えをスムーズにすすめることができるよう、機構を通じて中心経営体へ転貸するよう誘導していく。
(3)基盤整備事業への取組方針※
ほ場整備未実施の農地についても、担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連ほ場整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を出来るだけ早期に実施できるよう検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立し、農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、地域の担い手と町病虫害防除協議会・農協が連携して進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

③ 基盤整備を実施した水田において、ドローンの活用などによるスマート農業を展開して、効率性を上げる。  
(※ 設備投資などのコスト面で検討を要する。)

⑦住宅地周辺の農地は住宅に付属している畑地がほとんどで、水利等の条件も悪く、効率的利用は困難である。基本的には所有者の管理が原則。家庭菜園的な利用も含めて、地域での活用を今後検討していく。